

住居表示の実施区域と方法について

令和3年7月29日（木）14：00～ 第2回住居表示審議会

諮問の前に

住居表示の実施区域と
方法についての説明

実施区域について

区域の考え方（山田地区の一部）

- ① 建物が多く、密集している地域
- ② 観光客が多く訪れる地域
- ③ 今後、建物が建つ可能性がある地区



実施区域の次に方法を決めるにあたり

住居表示に関する法律で、原則として下記の
そのどちらかの方法で決めなければならない。

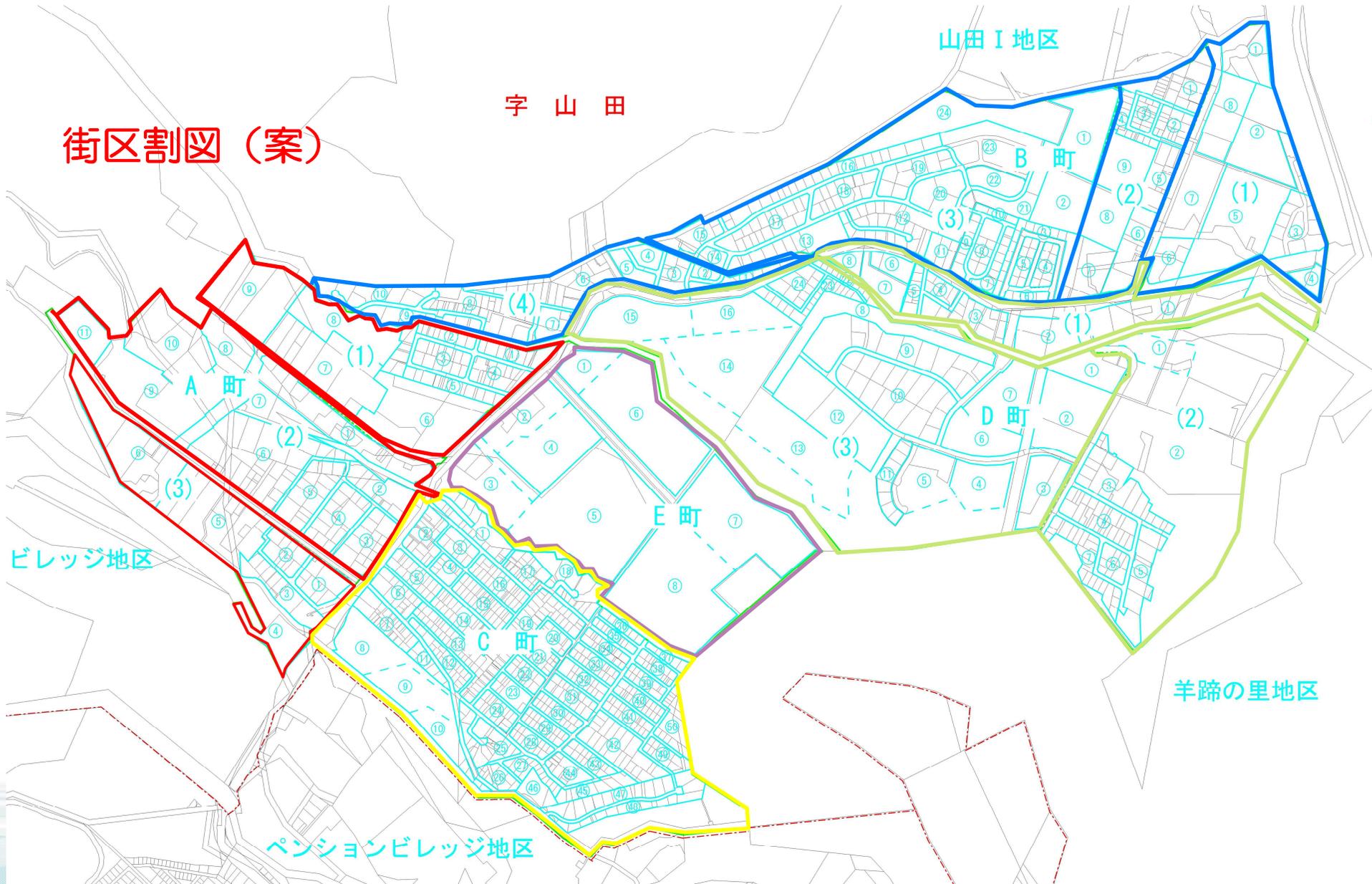
- I 街区方式
 - II 道路方式
- } どちらかを選択

I 街区方式について

市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

街区割図 (案)

字 山 田



羊蹄の里地区

山田I地区

ビレッジ地区

ペンションビレッジ地区

A 町

B 町

C 町

D 町

E 町

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

(1)

(2)

(3)

(1)

(2)

(3)

(3)

(4)

街区割詳細図 (案)

A 町

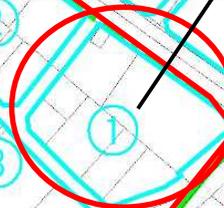
街区の規模
おおむね2,000m²~10,000m²

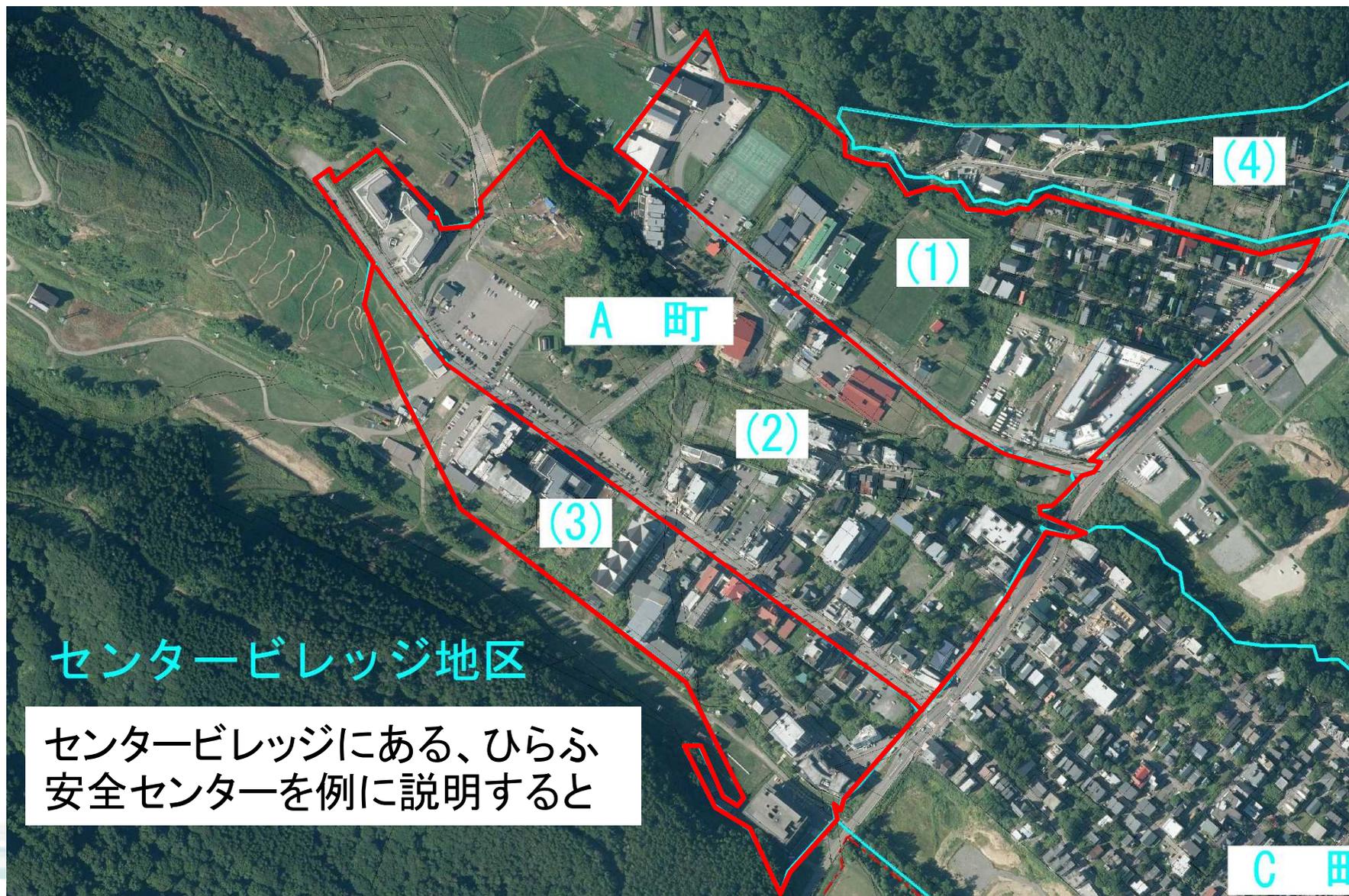
街区符号の付け方
基準点を起点とし、右回り、直
行並列、千鳥蛇行

(3)

(2)

ビレッジ地区





①区域を定める

A町センター三丁目1番17号

A 町

(2)

(3)

丁目

センタービレッジ地区

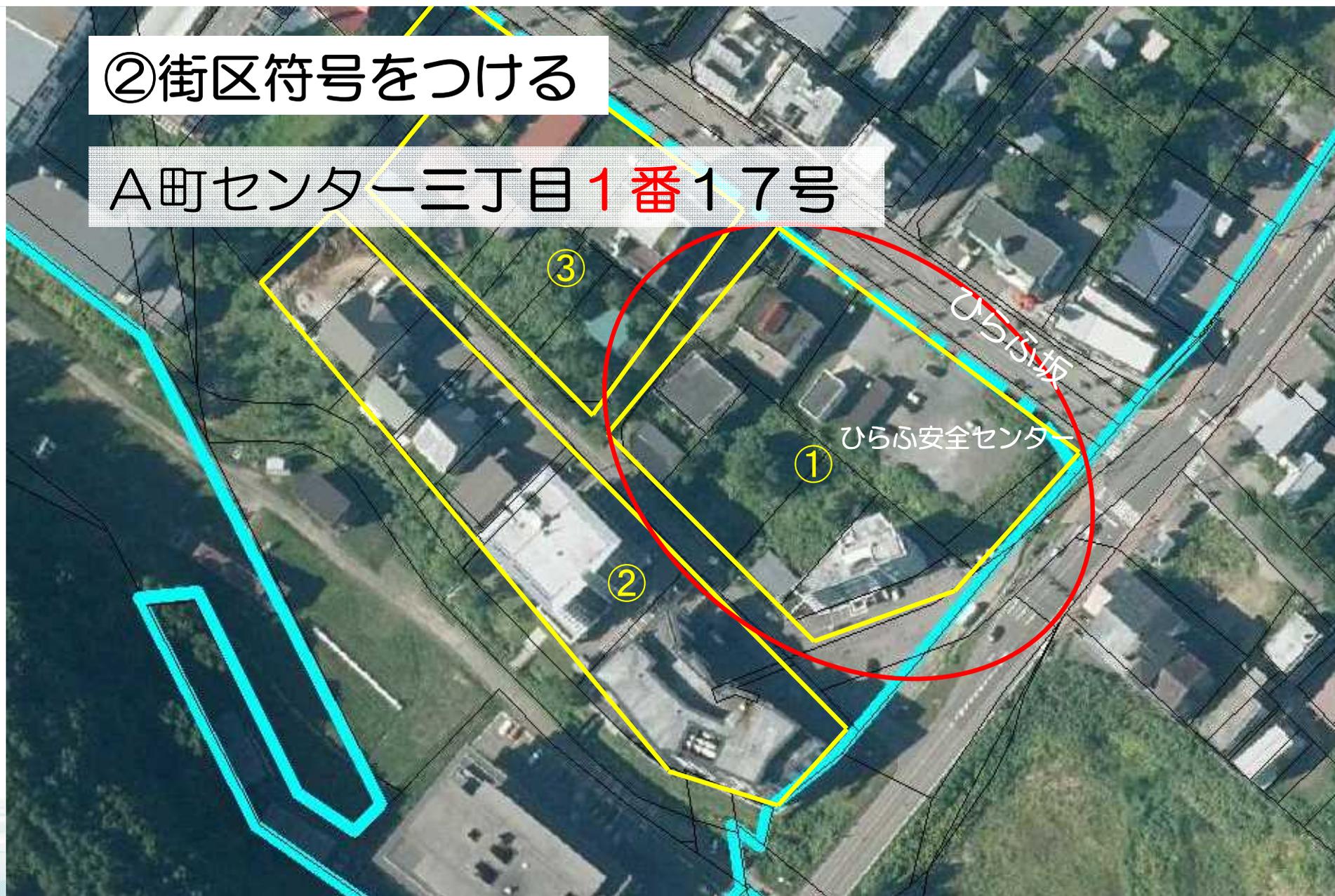
(1)

(4)

C 町

②街区符号をつける

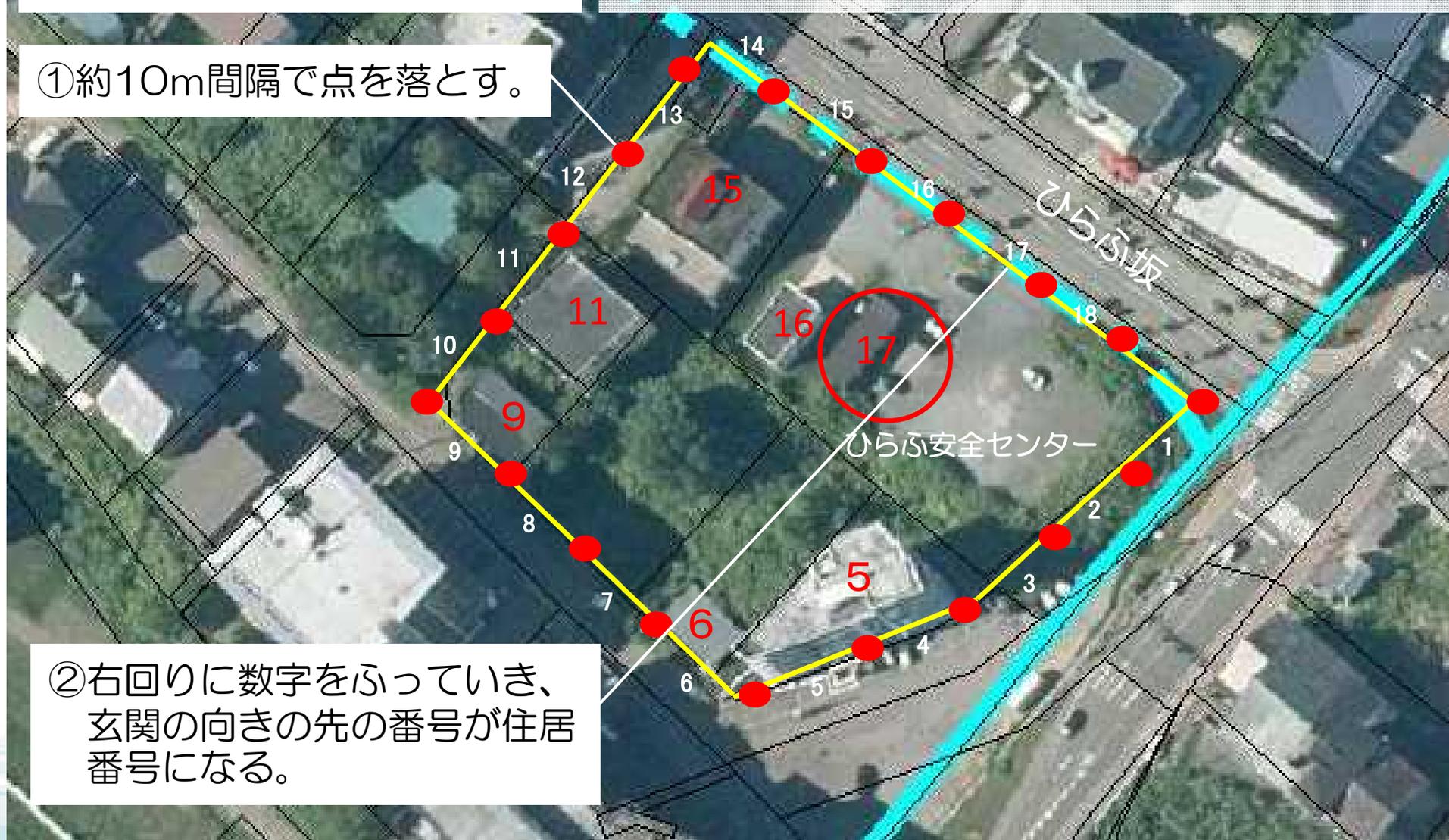
A町センター三丁目1番17号



③住居番号をつける

A町センター三丁目1番17号

①約10m間隔で点を落とす。



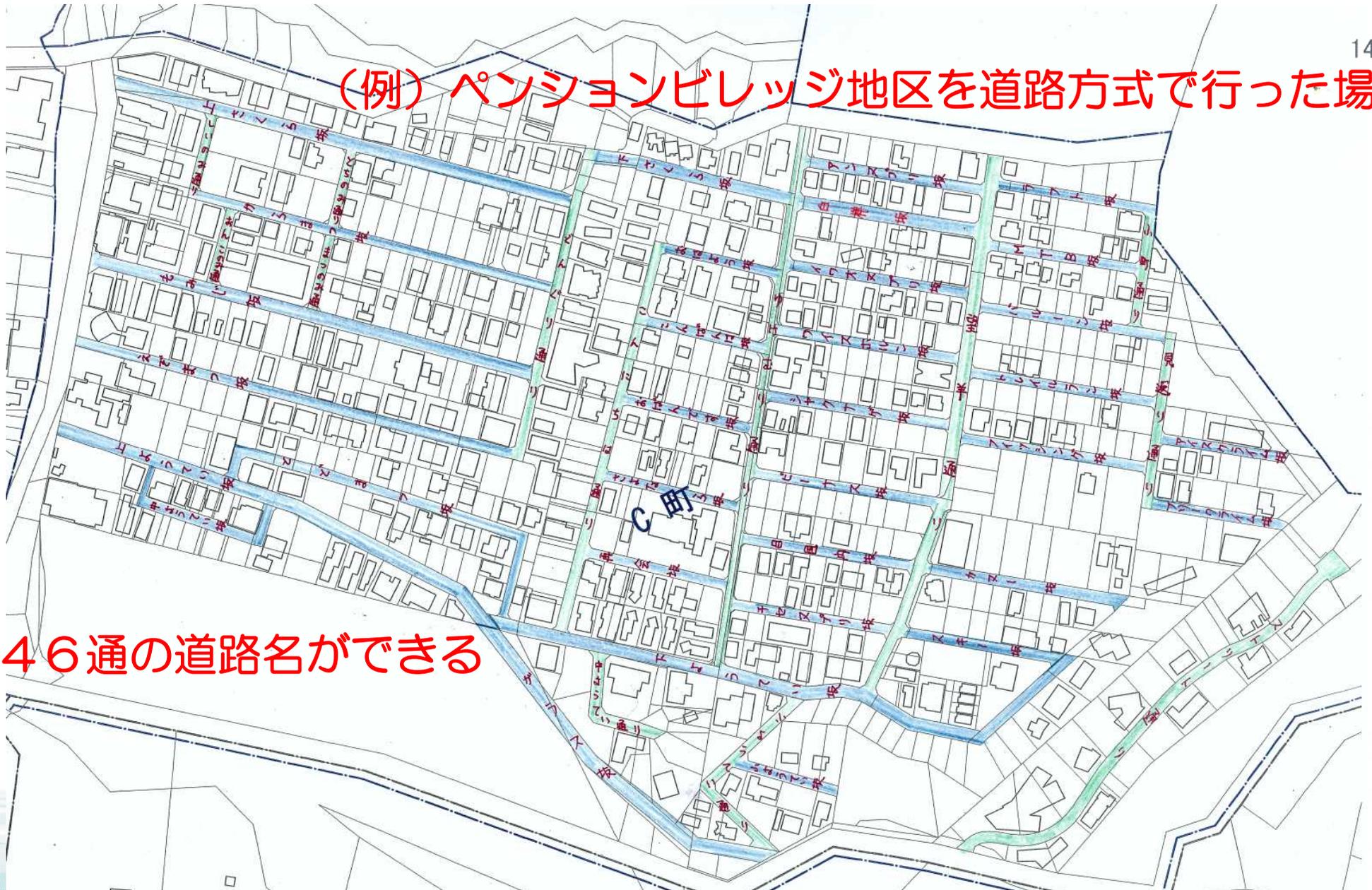
②右回りに数字をふっていき、
玄関の向き先の番号が住居
番号になる。

Ⅱ 道路方式について

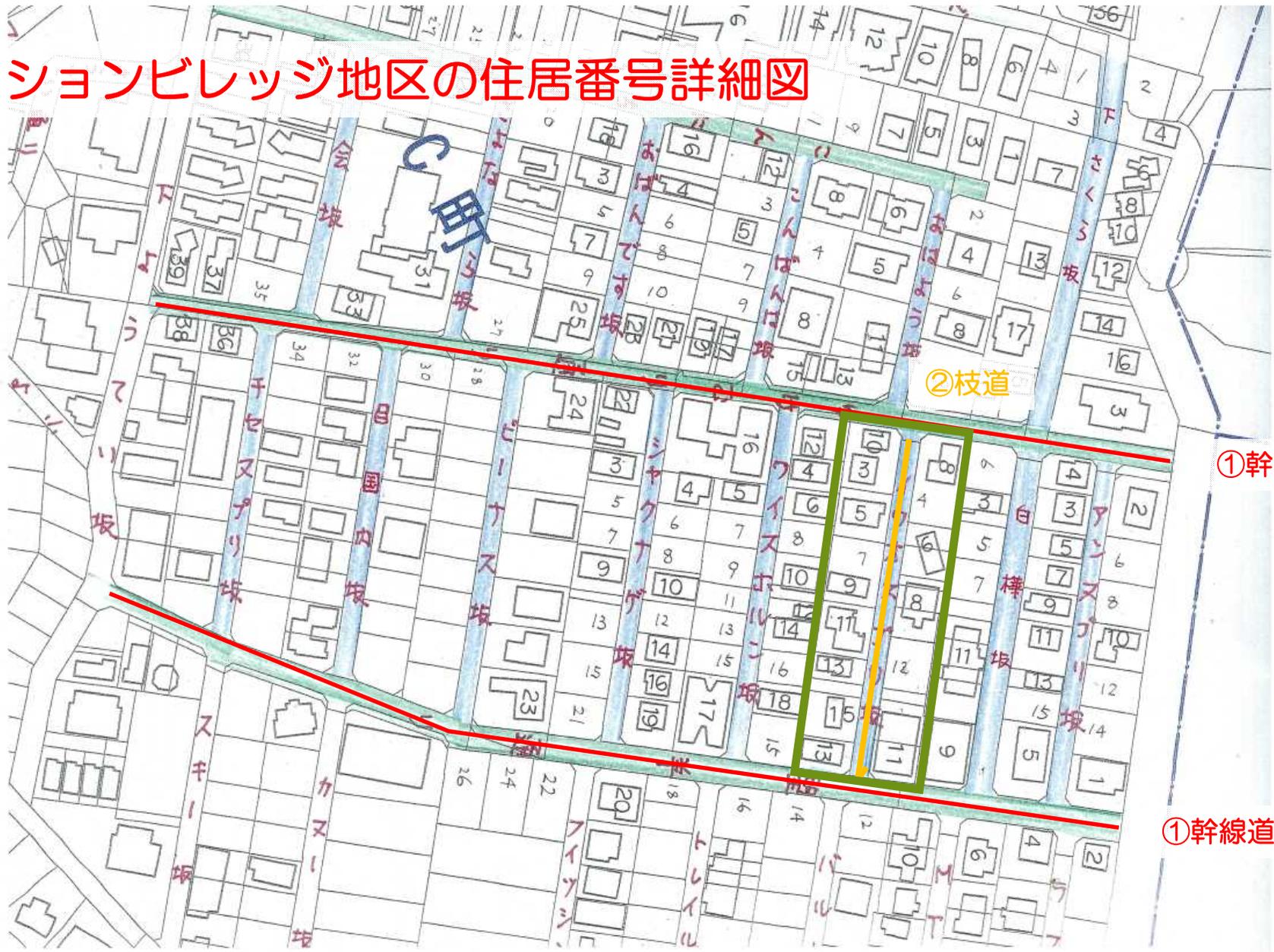
市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。

(例) ペンションビレッジ地区を道路方式で行った場合

約46通の道路名ができる



ペンションビレッジ地区の住居番号詳細図



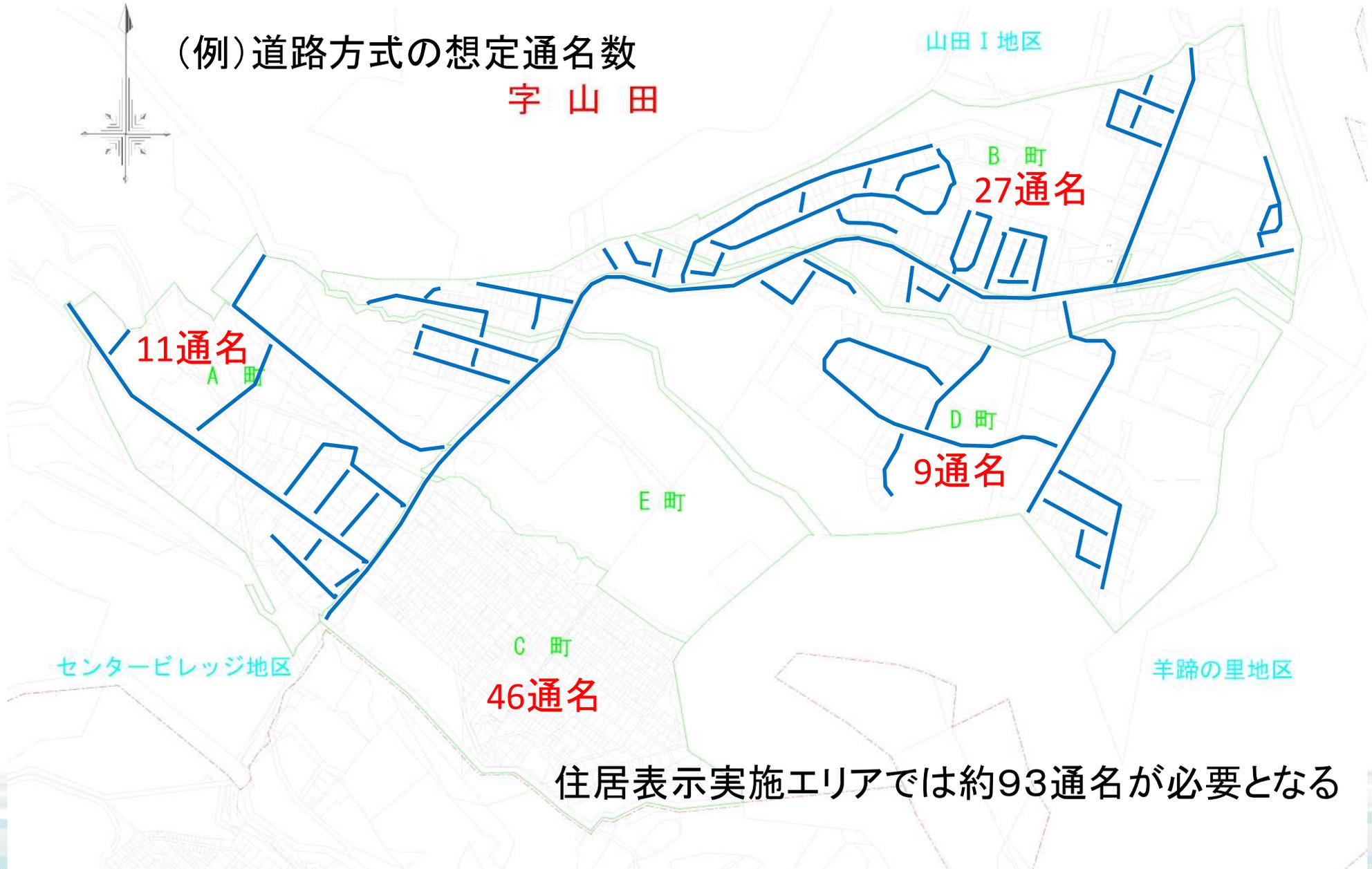
①幹線道路

①幹線道路

②枝道

(例)道路方式の想定通名数

字 山 田



住居表示実施エリアでは約93通名が必要となる

(例) カナダ バンクーバー



基本は碁盤の目で道路が整理されている

(例) カナダ バンクーバー (市街地)

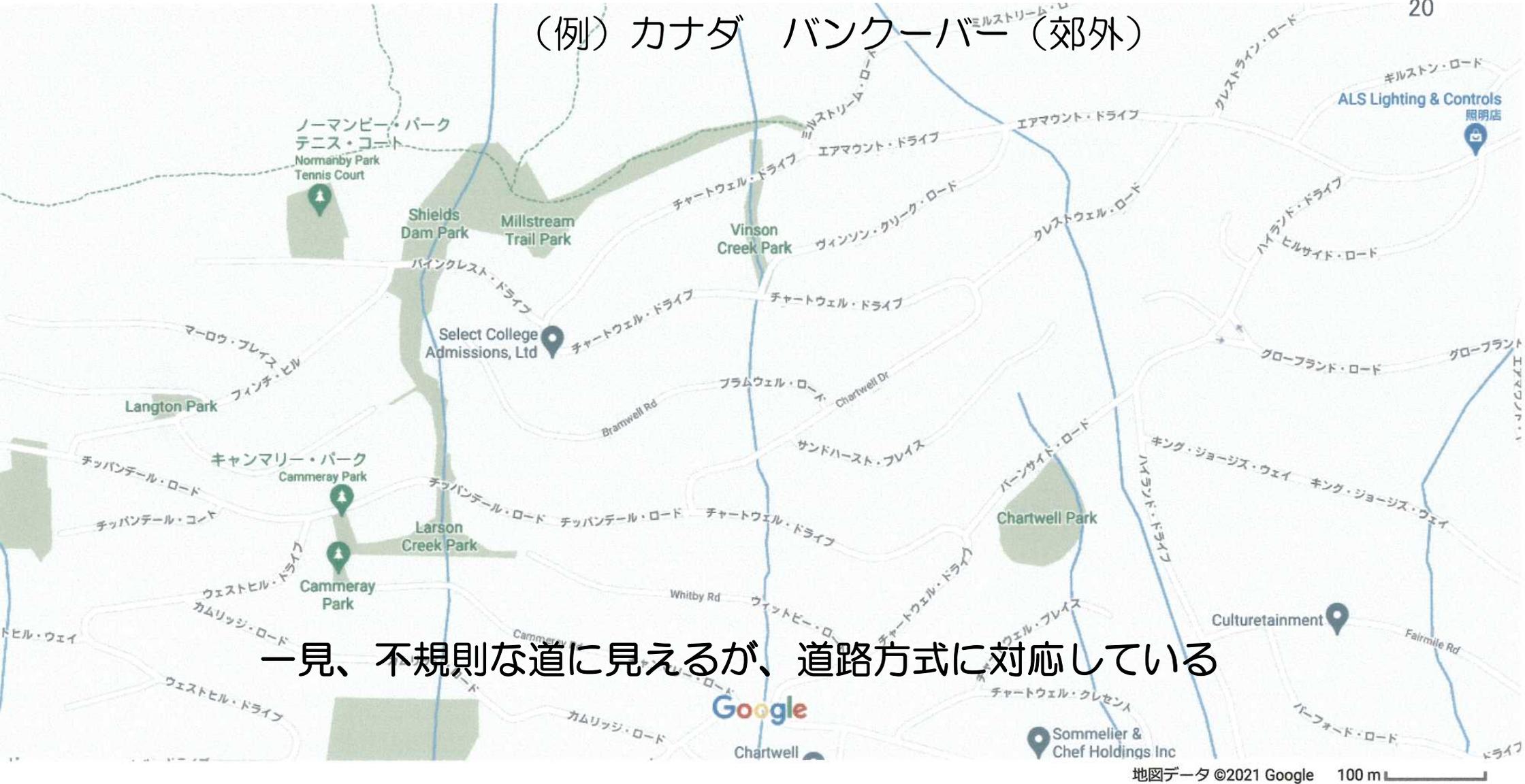


全ての道路に通り名が付いている

(例) カナダ バンクーバー (住宅街)



(例) カナダ バンクーバー (郊外)



一見、不規則な道に見えるが、道路方式に対応している

(例) カナダ バンクーバー (郊外の詳細)





住居番号の並びが街区方式に比べて不規則に

Google

実施方法を決めるにあたり考慮すべき点

- ① 消防や警察にとって分かりやすいこと
- ② 観光客や来訪者に分かりやすいこと

住居表示に関する法律（抜粋）

（住居表示の原則）

第二条 市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の二十の区及び同法第二百五十二条の二十の二の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一 街区方式 市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

二 道路方式 市町村内の道路の名称及び当該道路に接し、又は当該道路に通ずる通路を有する建物その他の工作物につけられる住居番号を用いて表示する方法をいう。



「安全・安心」な国際リゾートを目指して